

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年7月12日（水）午後3時30分から午後5時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所中会議室

第3 出席委員（五十音順）

石栗正子，岡田幸之，小野田悟，折井純，木元和子，棚村政行，田村幸一，辻川靖夫，西村尚芳，乃南アサ，野間万友美，原口隆則，卷淵眞理子，松田京子，三森仁，和田芳子

第4 テーマ

これからの成年後見制度と家庭裁判所の役割

第5 議事

1 基本説明

（委員長）

今日のテーマは、「これからの成年後見制度と家庭裁判所の役割」です。

成年後見制度につきましては、高齢化社会がますます進行しているということに伴いまして、事件数も増加の一途をたどっておりますし、制度としての様々な課題というものが指摘されているところでございます。また、新しい立法や制度の変更も行われておりますので、今回は、成年後見制度の現状を御説明するほかに、その後の立法などによる変更、今後の課題などについて御説明させていただきまして、後見人の在り方や制度の利用促進のために家庭裁判所が果たすべき役割といったことにつきまして、皆様の御意見を伺わせていただきたいと思いますと思っております。

2 本日の説明内容について

（説明者）

まずは総論として、成年後見制度はどのように利用されているのか、これ

からどのように変わろうとしているのかということをお話ししたいと思えます。その上で、これからの成年後見制度と家庭裁判所の役割に関する具体的なテーマ、すなわち各論として、後見人による不正とその対策といった問題と、いわゆる市民後見人の活用といった問題を取り上げたいと思えます。

3 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る立場にある成年後見人等を選任して、その方を法律的に支援する制度のことです。

例えば、本人が1人では預金の払戻しや財産の管理ができなかったり、そのために不要な買い物をしてしまったりして、誰かの援助を必要とする状態になったときに、本人のために成年後見人を選任すれば、成年後見人が本人のした不要な買い物を取り消したり、本人の代理人として財産を管理したり、処分したりすることになります。

成年後見制度は、本人の判断能力のレベルによって、最も重い「後見」、中間の「保佐」、一番軽い「補助」の3種類に分かれています。また、判断能力が不十分になる前に、誰にどのような支援をしてもらうかということあらかじめ決めておく「任意後見」という制度もあります。

なお、今日の説明では、これらをまとめて「後見」と呼ばせていただくことがあります。

4 成年後見制度の利用状況

過去5年間における成年後見制度の申立て件数の推移については、申立て件数は過去5年間、ほとんど変わっておりません。3種類のうち、「後見」がわずかに減少しており、「保佐」がわずかに増加していますが、それでも「後見」が全体の約80%近くを占めており、「保佐」が15%、「補助」が約4%にとどまっています。

昨年の申立て件数を申立ての動機ごとに分けて検討すると、動機として圧

倒的に多いのが、預貯金の「管理・解約」です。これは、本人や親族が預貯金を解約しようとしたら、銀行等から後見人を選任してほしいと説明されたために、申立てをしたという例が多いと考えます。次に多いのが「身上監護」ですが、これは、本人のために介護契約、施設入所契約、衣料契約等の契約を締結する際に、後見人の選任が必要とされたため、申立てをしたという例が多いと考えます。これら2つの結果からは、本人の判断能力がそれほど低下していない時期から、本人が被害を受けることを防止するために、成年後見制度をあらかじめ利用しようとするのではなく、本人の判断能力が低下してから、1人では財産の管理ができなくなってしまったときに、やむなく成年後見制度を利用しているという実態がうかがえます。そのようなこともあって、社会の高齢化に伴って、認知症の方々が年々増加しているにもかかわらず、申立て件数はほぼ変わらないという状況になっているのではないかと考えられます。

次に、申立人と本人との関係についてですが、本人の子どもによる申立てが約30%で最も多いです。次に多いのが市区町村長による申立てで、20%に上っています。成年後見人等を選任された方と本人との関係については、親族が成年後見人を選任される割合は年々減少しており、昨年は約28%となっています。一方、親族以外の第三者が成年後見人等を選任される割合は年々増加しており、昨年は約72%に至っていますが、弁護士、司法書士及び社会福祉士といった専門職は、そのうち約85%を占めています。市民後見人については、昨年の選任件数は264件にとどまっていますが、一昨年と比べると、約20%近く増加しています。平成12年に現在の成年後見制度が始まったころは、親族が申し立てて、親族が成年後見人を務めるというのが一般的でしたが、家族の在り方の変化といったものを背景として、成年後見制度に対する親族の関わりが徐々に小さくなっていることがうかがえます。

過去5年間における成年後見制度の利用者数の推移については、過去5年間の申立て件数はほとんど変わっていないのに、利用者数は年々増加している状況にあります。これは、成年後見制度は、一旦開始すると、本人がお亡くなりになるか判断能力が回復するかしない限りは終了しないという特徴があるためです。本人がお亡くなりになったり、判断能力が回復したりして終了する件数よりも、新たに申し立てられる件数の方が多いことが通常ですから、成年後見制度の利用者数は、今後も年々増加していくことが見込まれています。

5 成年後見制度がこれからどのように変わろうとしているのか

平成28年5月13日に、成年後見制度の利用の促進に関する法律、いわゆる利用促進法が施行され、さらに、その法律に基づいて策定された成年後見制度利用促進基本計画というものが、平成29年3月24日に閣議決定されました。この基本計画は、成年後見制度の利用の促進に向けて、政府が講じるべき施策を定めたものであり、これからの成年後見制度の在り方を示すものといえます。基本計画が掲げている今後の施策の主な目標は3つあります。1つ目が、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、2つ目が、全国どの地位でも、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること、3つ目が、後見人による不正防止を徹底しつつも、制度の利用しやすさとの調和を図ることで、安心して制度を利用できる環境を整備することです。

この3つの目標から、基本計画が想定するこれからの成年後見制度の姿が見えてくるのではないかと思います。

ア 基本計画が掲げる第1の目標：利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

先ほど、成年後見制度の利用状況についてお話ししたところで、成年後見制度の利用者は必要に迫られて、やむなく申立てをされており、そのために申

立件数が増えていないのではないかとということ、それから、親族に代わって、弁護士、司法書士などの第三者専門職が後見人等に多く選任されるようになっていくということをお話ししました。基本計画は、そのような実態について、第三者専門職は財産管理ばかりを重視していて、本人の意思決定支援や身上監護といった福祉的な視点に乏しいのではないかとといった問題点を指摘しました。そのために、利用者がメリットを実感できておらず、申立件数の増加につながっていないのではないかとという指摘です。

その上で、基本計画は、利用者がメリットを実感できる制度・運用にしていくためには、本人の特性を踏まえつつ、意思決定支援や身上監護も重視していく必要があるとし、そのためには、本人に最も適した後見人が選任される仕組みなどを整備する必要があるとしています。現在は、家庭裁判所が申立事件の記録に基づいて、どのような後見人が本人に最も適しているかを選んでいますが、基本計画では、本人のことをよく把握している地域において、どのような後見人が本人に最も適しているかを検討し、これを家庭裁判所に推薦するという仕組みを整備しようとしています。基本計画は、そのような仕組みを整備することで、利用者にメリットが実感できる制度・運用を目指し、成年後見制度の利用の促進につなげていこうとしています。

イ 基本計画が掲げる第2の目標：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

現在、家庭裁判所には、本人や親族から、様々な相談が寄せられています。そのような相談の中には、もちろん家庭裁判所が対応すべき問題もありますが、後見監督機関である家庭裁判所では適切に対応することが難しい相談も数多くあります。この点につき、基本計画では、現在、本人や親族からの相談は、家庭裁判所が事実上対応しているが、後見監督機関である家庭裁判所が、本人の意思決定支援や身上監護といった福祉的な観点から、必要かつ最善の助言を行うことは困難なのではないかと、そういった問題点を指摘しま

した。基本計画は、そのような問題点を踏まえ、親族と福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって、日常的に本人を見守り、後見人を支援し、さらに、福祉・法律の専門職が、そのような地域連携ネットワークを側面的に支援していくという新しい後見の在り方を描いています。

ところで、基本計画は、そのような地域の取組みによって、成年後見制度をこれまで以上に周知し、その利用を促進していくことを目標としていますが、そのように成年後見制度の利用が促進されて、後見開始の申立てが増加すると、今度は後見人のなり手が少なくなってしまうというおそれがあります。そういったことから、基本計画は、地域の住民の方々の中から、いわゆる市民後見人を育成し、その支援を図っていくべきだというふうにしております。

ウ 基本計画が掲げる最後の第3の目標：後見人による不正の防止を徹底しつつも、制度の利用しやすさとの調査を図ることで、安心して制度を利用できる環境を整備すること

ここ数年の後見人の不正の増加を受けて、家庭裁判所でも様々な不正防止策を講じてきましたが、基本計画は、そういった不正防止を徹底するためには、不正の原因や実態を踏まえた根本的な対策が必要であるとしております。一方、基本計画は、本人や親族の負担を考慮し、成年後見制度の利用しやすさと両立する不正防止策といったものを構築しなければならないとしています。

6 不正件数及び被害額の動向

後見人による不正件数の推移、不正による被害額の動向について、後見人全体の不正件数及び被害額は、平成26年までは増加傾向にあったものが、平成27年にいずれも大きく減少しています。一方、後見人のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人による不正件数は、平成26年の22件から平成27年には37件と増加し、過去5年間で最多となりましたが、

被害額を見ると、平成26年の約5億6000万円から、平成27年の約1億1000万円と大きく減少しています。専門職後見人による不正件数は増加したものの、高額な横領をする事案は減少しています。そして、後見人全体を見ても、また専門職後見人だけを見ても、平成28年には不正件数、被害額とも減少しています。

7 後見人による不正の動機について

後見人による不正の動機は、親族後見人と専門職後見人との間で違いが見られます。

親族後見人による不正は、後見人自身の生活苦など、差し迫った事情によるものが多く見られますが、介護に協力しようとしないう他の親族に対する不満から、本人の財産を確保しようとして不正に及ぶというものも見られます。また、不正を行う親族後見人の中には、それが犯罪行為に当たるということを分かっているが不正に及ぶ人もいますが、成年後見制度に対する無理解や理解不足によるものもしばしば見られます。

一方、専門職後見人による不正について見ると、そもそも専門職後見人による不正は全体の数%程度であって、件数も少ないことから、傾向を把握することが困難な面があります。動機を見ても、事務所経営のための費用が不足したとか、遊興費として使うためとか、様々であります。また、専門職後見人の補助者、すなわち、例えば弁護士事務所の事務員などが横領したことで、専門職後見人の管理責任が問われるような例も見られます。

8 東京家裁における不正防止策とその効果

まず、親族後見人が一定額以上の現預金や金融商品を管理することとなった場合には、弁護士や司法書士などの法律専門職を後見監督人として選任してまいりました。後見監督人は、本来は、後見人による後見事務について、十分でない面があったり、専門職が後見事務を監督する必要があると判断された場合に選任されるのが通常ですが、東京家裁では、親族後見人が一定額

以上の資産を管理することとなった場合には、そのこと自体によって、後見事務を監督する必要性が生じたものと判断して、積極的に後見監督人を選任してきました。また、ここ数年、専門職後見人による不正が増加傾向にあったことから、最近では専門職後見人であっても、高額な資産を管理することとなった場合には、同じ職種の専門職監督人を選任する運用を行っています。

後見監督人の活用よりも、更に効果的な不正防止策として、親族後見人が一定額以上の預金や金融商品を管理することとなった場合には、後見制度支援信託の利用を検討するよう求めることがあります。簡単に御説明しますと、後見制度支援信託とは、本人の現預金のうち、日常生活に必要な部分は後見人が現預金として管理して、当面使用しない部分を信託銀行に信託する仕組みをいいます。一旦信託銀行に預け入れをしたものについては、家庭裁判所が発行する指示書がない限りは、払戻しや解約ができませんので、安全かつ確実な形で本人の財産を管理することができます。東京家裁では、平成24年2月から後見制度支援信託の利用を開始しましたが、その件数は、約5年間で2600件に及んでいます。また、最近では、専門職後見人に対しても、一定の条件のもとで信託を活用していただく試みも始めています。平成26年まで増加傾向にあった不正が減少に転じたのは、不正防止策の効果、特に、後見制度支援信託が多く活用されるようになったことによるものと考えています。専門職後見人については、平成27年まで不正件数の増加が続きましたが、他方で被害額が減少したのは、専門職後見人であっても、高額事案では後見監督人を選任するようになったことも影響していると思います。

後見人による不正が社会問題化した昨今では、後見制度に対する一般的な信頼を確保するためにも、確実に不正を防止しなければなりませんし、万が一不正が発覚した場合は、速やかに被害の拡大防止を図る必要があります。

家庭裁判所は、これまで、監督人の選任や後見制度支援信託の利用という形で不正防止を図り、それなりの効果を上げてきました。しかし、親族後見

人についていえば、生活苦から不正に及ぶ例が多いため、監督人を選任したことによる抑止効果は、それほど大きいわけではないように思います。他方で、監督人が選任されると、親族後見人は定期的に監督人に報告書を提出したり、監督人のもとを訪れて、預金通帳の原本の確認を受けたりしなければならず、しかも監督人には、本人の財産から報酬を払わなければいけないことが一般的であるため、親族後見人の負担が大きいという声もありました。後見制度支援信託についても、それを利用するためには、信託銀行に口座を作った上で、本人が従前から保有していた銀行口座から多額の預金を移すということになるため、これは本人の意思に反していることもあるのではないかと指摘がありました。さらに、そういった信託に関する手続は、専門職が行わなければいけないという運用になっているため、本人の財産から専門職の報酬を払わなければいけませんし、信託をした後も、払戻しが必要になるたびに、家庭裁判所に申し出て、指示書の発行を受けなければならないため、親族後見人にとっては、必ずしも利用しやすい制度とはいえないという声もありました。

基本計画は、これからの不正防止の在り方として、不正の原因や実態を踏まえた根本的な対策が必要であるとしています。親族後見人による不正は、成年後見制度に対する無理解や理解不足に起因するものがしばしば見られます。そのような実態を踏まえ、全ての親族後見人に成年後見制度をきちんと理解してもらうための取組みを行うことで、不正が大きく減少する可能性もあります。そのためには、地域で親族後見人を支援していく中で、後見人の立場とか職責といったものをきちんと理解してもらい、また、不正の兆候があれば地域で早期発見するという、柔軟い形でありながら、根本的な対策となり得る不正防止策が想定されています。

また、基本計画では、利用しやすさとの調和といった観点から、後見制度支援信託よりも簡易な形での不正の事例防止を図る仕組みの整備を求めています。

ます。金融機関は現在でも、口座名義人が死亡したことの届出があれば、預金を一旦凍結しているのが通常だと思われませんが、例えば、口座名義人につき、後見が開始されたという届出があった場合、一旦口座を凍結し、その後は、親族後見人だけでは解約や払戻しができないというような仕組みを作れば、後見制度支援信託のように本人の預金の預け替えなどを必要とすることなく、不正防止を図ることができるかもしれません。このように、後見制度支援信託と並立し、又は代替する仕組みが、これから具体的に検討されていくものと思われます。

9 市民後見人の活用

市民後見人とは、市区町村が実施する市民後見人養成研修を受講するなどして、後見人として必要な知識を習得した一般市民の方々の中から、家庭裁判所が後見人として選任した方をいいます。

市民後見人の第1の特徴としては、身上監護面でのきめ細やかな対応が期待できるということが挙げられます。市民後見人は、基本的には本人の近隣におられる方を選任していますので、本人が居住している地域の実情についても把握しておられることが多いと思います。また、市民後見人は、時間に余裕のある方が多いため、頻繁に本人を訪問することも可能であることが多いと思います。

平成12年に成年後見制度が始まった頃は、後見人のほとんどは親族が務めていましたが、その後、家族形態の多様化を背景として、後見人を務めることができる親族が見当たらなくなったり、親族間に深刻な対立が生じていたり、専門知識のない親族では本人が保有する多額な資産の管理が困難であったりといった、様々な事情から、弁護士、司法書士等の法律専門職を中心とした専門職の活用が次第に増加していきました。近年は、主に専門職が成年後見制度を担っているという状況になっています。しかしながら、厚生労働省が公表した将来推計によりますと、認知症の方の数は、平成24年は約

462万人だったのが、平成37年には約700万人に上ると推計されています。これに伴って、成年後見制度の利用者数も増加していくことが見込まれます。さらに、成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策が進み、制度の利用率が上昇すれば、利用者数は更に増加することになります。専門職にも数の限りがありますから、このままでは成年後見制度の担い手が不足してしまうことも予測されます。また、現在のように、主に専門職が成年後見制度を支えているという状況が、果たして望ましいのかといった指摘もあります。もちろん、専門職が後見人を務めていることが望ましい事案もありますが、事案によっては、後見人が親族に代わって、身近にいて本人を見守ったり、本人の意思を酌んで、よりよい生活を送れるようにサポートしていくことも重要だと思われれます。以上のようなことから、親族に代わって、本人の身近な存在として後見事務を行っていく市民後見人には、これからの成年後見制度の担い手として、大きな期待が寄せられています。

10 現在の市民後見人の活用

まず、本人が多額の資産を保有していて、その管理が困難であるような場合や、その財産管理をめぐる親族間の対立があるような場合は、弁護士や司法書士といった法律専門職を後見人に選任することが多いです。また、在宅介護を続けるべきか否かといった身上監護面の課題があるような場合には、社会福祉士等の福祉専門職の関与が検討されることになります。さらに、そのような課題がない場合であっても、身近にいる親族が後見人を務めることができるのであれば、その親族が後見人に選任されることになります。そのようなことから、市民後見人は、身近に頼れる親族がおらず、親族間に対立がなく、身上監護に関する課題もなく、本人が保有している資産も多額とはいえないような場合に選任されることが多いといえます。

市民後見人選任については、平成23年は92件だったのが、平成27年には224件、平成28年には264件と増加しています。東京では、平成

18年頃から、一部の区や区社会福祉協議会による市民後見人の養成が開始され、平成19年から市民後見人の選任が開始されました。東京でも、市民後見人の選任件数は年々増加しており、平成28年には、立川支部を含め、87件の市民後見人が選任されています。

東京家裁では、市民後見人を後見人に選任する際に、同時に、その養成を行った社会福祉協議会を監督人に選任するというスタイルをとっています。

市民後見人と社会福祉協議会とをセットで選任するメリットとしては、市民後見人が後見事務について困ったり、迷ったりした場合にあっても、速やかに監督人である社会福祉協議会に相談し、ともに対応することができるため、これにより、市民後見人も安心して活動することができますし、後見人を監督する立場にある我々家庭裁判所も、安心して監督することができます。財産管理や身上監護について、ある程度課題があるような事案であっても、市民後見人を選任しています。

他方で、デメリットとしては、今後、市民後見人の活用が進み、その数も増えていくと、社会福祉協議会の負担が大きくなり、市民後見人を監督しきれなくなるおそれがあるということです。平成28年に東京家裁で市民後見人が選任された件数は87件であり、この件数は、全国的には最も多いのですが、状況件数全体と比較すると、まだごくわずかです。このような件数にとどまっている理由の一つとして、監督人を務める社会福祉協議会の負担が大きいといった点があるのであれば、今後、市民後見人の活用を積極化していく中で、社会福祉協議会には、監督人とは異なる立場で市民後見人を支援していただく方法を検討していく必要があります。

家庭裁判所が市民後見人を選任した件数は年々増加していますが、実は東京だけでなく、全国的に見ても、まだまだ市民後見人が積極的に活用されているといった状況には至っておりません。その原因として、市民後見人の側には、後見人に選任された場合に負うこととなる責任の大きさに対する不安

があると聞いています。ただ、そのような後見人の職責を理解しても、なお市民後見人を志すような方であれば、きちんとしたバックアップにより、適切に後見事務を遂行していけるのではないかと思います。また、家庭裁判所の側にも、市民後見人を選任するに際し、その市民後見人が後見人として必要な知識を身に付けているのかどうか、また、親族ではない市民後見人が本人とうまくやっていけるのかなどといった不安があることは否定できません。現在の東京家裁の運用のように、その市民後見人を養成した社会福祉協議会を同時に監督人に選任すれば、そのような裁判所の不安感は、ある程度解消されることとなりますが、全ての事件について、そのような体制をとるとすると、市民後見人の積極的活用を阻害するおそれがあります。

このような市民後見人と家庭裁判所の双方の不安を適切に調整し、克服していくためには、まずは市民後見人を適切に養成していく必要がありますし、その養成機関が、市民後見人が選任された後も継続的にバックアップし、困ったことや分からないことがあれば相談に乗ってくれるような体制が用意されていることが必要不可欠だと思われます。そのような体制が用意されていれば、市民後見人の安心につながると思われますし、そのように市民後見人が安心して後見事務を遂行できるということが、家庭裁判所の不安感の解消にもつながるのではないかと思います。なお、地域によっては、市民後見人を養成したり、市民後見人のために監督人を務めたりしている社会福祉協議会のスタッフとして、市民後見人が活動している例もあるようですが、そのように、市民後見人の活動そのものが多様化していくということも、市民後見人の積極的活用につながっていくのではないかと考えています。

市民後見人の活用は、全国的にはまだこれからといったところですが、今後、成年後見制度の利用が促進されていくに伴って、市民後見人のニーズも高まっていくものと思われますので、市民後見人の養成・活用といった取組は、今度も多くの地域において、広がっていくのではないかと思います。

11 おわりに

家庭裁判所はこれまでも、市民後見人養成のための研修に講師を派遣したり、養成機関との間で協議会を行ったりして、連携に努めてきましたが、今後は更なる連携が必要になってくるものと考えています。

成年後見制度の利用者が毎年累積的に増加していく中、家庭裁判所には監督事務の合理化が求められてきました。他方で、後見人による不正が増加し、報道等でも大きく取り上げられるようになると、家庭裁判所には、後見人の不正の兆候の的確な把握や、不正そのものの防止に向けた監督事務の適正化も強く求められてきました。

家庭裁判所は、そのような監督事務の合理化と適正化という、ある意味、相反する2つの要請を調整しながら、これまでの的確な監督に努めてきたところではありますが、成年後見制度利用促進基本計画によると、これからの後見制度においては、そのような家庭裁判所による監督に、地域が本人を見守って、後見人を支援していくと、そういう形が加わることで、言わば家庭裁判所による監督と地域による支援との適切な役割分担が期待されているものと考えています。

家庭裁判所としては、引き続き適切な後見監督に努めるとともに、これから大きく変わっていく後見制度がよりよい方向に進んでいくよう、あるべき後見制度の構築や、その後の適切な運用に向けて、関係機関との更なる連携強化に努めていきたいと考えています。

12 質疑応答

(委員)

市民後見人は志の高い方が多く、その方々の支援を得ながら制度を成り立たせていくことが大切だと思いました。市民後見人の不正防止については、後見事務があまり負担の大きいものにならないように、本人が家庭内でどういう位置づけで生活してきたのかを踏まえて、それぞれの家族の生活状況に

応じた必要な金額を引き出せるようにすることが考えられます。ただし、本人がひとり暮らしであった場合、どの程度の金額が必要なのかの判断は難しいのではないかと思います。

(説明者)

市民後見人が家族の生活実態に踏み込んで、必要な金額の調整を行うのは荷が重いと思うため、本人が家族と同居している場合は、その家族が後見人になれるかをまず検討します。一方、本人がひとり暮らしの場合は、親族が身近にいないため、各市区町村が候補者に市民後見人をあげて申立てをすることがあります。市民後見人の活用はこのようなケースが多くあります。

(委員長)

ひとり暮らしの方の生活支援については、まず自治体、それから今後整備されていく中核機関を中心とした地域の役割になっていくように思います。もちろん、家庭裁判所もできるだけの協力をしていきたいと考えています。

(委員)

調査人の役割について知りたいです。また、家裁調査官が関与する場合との違いは何でしょうか。

(説明者)

調査人というのは、後見事務に関して、後見人の報告内容等に関して調査、確認したいことがあるときに、裁判所が弁護士や司法書士を選任して、調査を行っていただくというものです（家事事件手続法124条）。専門職であるため報酬が発生しますが、その報酬は本人の財産から支払っていただく必要があります。一方、家裁調査官が関与する場合としては、本人の預貯金が少なく報酬を支払うことが困難な場合や、後見人の事務処理に誤解があったりして、調査に加えて事務処理を指導する必要がある場合等が多いと思います。

東京家裁では、調査人が不正防止のために大きな役割を果たしており、親

族・専門職の別なく，後見人が裁判所に提出した報告書に不自然，不明確な点があり，裁判所が補充を求めてもなお疑問が残るような場合には，速やかに調査人に関与してもらっています。調査人から問題なしとの報告を受けて短期間で終了する事案がほとんどですが，後見人による横領や不適切処理の可能性が高い事案となれば，ある程度の期間にわたって調査を続けてもらうこともありますし，事案によっては，調査終了後に調査人を監督人に選任したり，後見人として追加選任したりすることもあります。

（委員）

社会福祉士が後見人になった場合は報酬を受け取りますが，市民後見人は報酬を取らないということになると，社会福祉士が後見人に選任される機会が減ってしまうのではないのでしょうか。

また，不正防止については，家庭裁判所が地域包括支援センターのような様々な角度から本人の様子を見ることのできる機関と連携することによって防止を強化できるのではないかと思いました。財産管理だけでなく，身上監護についても今後大きな問題になると思うので，高齢福祉のネットワークと裁判所が協力していくことが大切であると考えます。

（説明者）

専門職と市民後見人の棲み分けについては，法的な問題や財産管理の問題があるときには法律専門職である弁護士や司法書士に，身上監護面において課題があったり，本人に精神疾患があったりして市民後見人では対応が困難であるときは，福祉専門職である社会福祉士等に関与していただき，そのような課題がない事案において市民後見人を選任しています。そのため，今後市民後見人の活用場面が増えても，福祉専門職である社会福祉士の関与が減少するという事はないと考えます。

福祉関係機関とのネットワークについては，基本計画でも，地域連携ネットワークが機能することによって，不正防止を図る効果があると述べられてい

ます。地域が適切に本人を見守り、後見人を支援していけば、成年後見制度に対する誤解や無理解が生じることも少なくなり、不正も起きにくくなるという考え方です。家庭裁判所は、地域連携ネットワークのチームそのものに入ることは想定されていませんが、地域連携ネットワークを総括する中核機関と協議会を行ったり、情報交換をするなどして適切に連携していきたいと考えています。

(委員)

虐待や非行などについては、家庭裁判所が連絡協議会等でオブザーバーとして参加するなど積極的に関わっているように思います。他機関とのネットワークが重要視されている中、認知症など高齢者の問題についても、家庭裁判所に積極的に参加していただきたいと思いました。

(委員長)

御指摘の点は、家裁全体にかかわる問題として受け止めたいと思います。

(委員)

後見制度を利用している方から、「第三者専門職は、財産管理を行うのみで、身上監護等のケアは何もしてくれない。報酬も高く、後見人選任を取り下げたくなつたが、それもできないと言われた。」という話を聞いて、利用者が制度利用開始に当たり、成年後見制度について理解が十分にできていないのではないかと感じました。成年後見制度はテレビ等でも扱われており、分かっているつもりでしたが、もっと理解を深める機会が欲しいと思いました。現在の状況と、今後の方針について教えていただきたいです。

(説明者)

後見センターの運用等については、東京家庭裁判所のウェブサイト（後見サイト）で見ることができますが、高齢の方には難しいところがあるかもしれません。今後は、地域連携ネットワークが整備されていく中で、地域とも連携しながら広報機能を充実させていきたいと考えています。

(委員長)

後見制度についてはまだ十分理解されていないことが多いように思いますので、引き続き理解をしていただくための努力をしていきたいと思えます。

(裁判所委員)

裁判所の使っている言葉が分かりにくいという御指摘もいただいています。広報活動を行う中で注意していきたいと思えます。

(委員)

成年後見制度の利用を考えている親族に、不正防止のための制度としての後見信託について説明すると、「そんな財産を使いにくくなる制度ならば申立てはしない。」と申立てを控えられてしまうことがあります。不正防止と制度の使いやすさについては非常に悩ましい問題であり、家裁の考えを教えてくださいたいです。

市民後見人については、社会福祉協議会が担う役割が大きく、現在の規模では本当に監督機能がきちんと果たせるか疑問です。小規模な社会福祉協議会では一、二名で業務を行っているところもあり、そこで専門性が求められ、監督する責任も負うとなると、負担はかなり大きいものとなっています。社会福祉協議会の関与の在り方を今後どうしていくのか、多様な形を検討していただきたいと思えます。

(説明者)

不正防止について家庭裁判所の手続が厳しくなったことについては、不正案件が急増し、新聞報道等もされて、後見制度そのものに対する信頼感が危ぶまれるようになったためという経緯があります。一般の方にとっては、確かに大変な手続であると感じますが、その一方で、本人の財産を自分の思いどおりに使いたいとの理由で申立てをするような人がいるのも事実であり、そのような事案では、きちんと手続に乗せることで本人の財産保護を図っていく必要性がやはり高いと思えます。今後は、柔軟に、かつ確実に不正が防

止できるような方法を検討していきたいと思います。

社会福祉協議会の負担については、市民後見人の積極的活用がされる中で、全ての事案について社会福祉協議会に監督人に就いていただくのは無理があると考えています。ただ、全ての事件について直ちに社会福祉協議会の関与を外すのも難しいと考えます。この点については、地域の実情に応じた関わり方を検討していきたいところです。

第6 次回予定

平成29年12月13日（水） 午後3時